

企業庁発注工事の積算について

1. 積算基準

積算基準については、下記を準用することとしています。

積算基準	所管	企業庁の適用時期	備考
水道施設整備費に係る歩掛表	厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課	毎年10月	以下「水道」という
土木工事標準積算基準書 ^{※1)}	滋賀県土木交通部	土木適用日の1ヶ月後 ^{※3)}	以下「土木」という
下水道用設計積算基準(案) ^{※1)}	滋賀県琵琶湖環境部	毎年10月	以下「下水道」という
下水道用設計標準歩掛表	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部		
滋賀県建築工事積算基準 ^{※2)}	滋賀県土木交通部建築課	建築適用日を積算基準適用日とする。	以下「建築」という

※1) 県庁県民情報室、各合同庁舎の行政情報コーナーにて閲覧できます

※2) 滋賀県建築課ホームページにて公表

※3) 土木の適用日が平成29年4月1日の場合、企業庁は平成29年5月1日に適用します

2. 積算基準の優先順位

工事費の積算で用いる積算基準の優先順位は下記を標準とします。

主たる工事	基準歩掛	工種区分(諸経費)
土木工事	①水道 ②下水道 ③土木	水道
舗装工事	土木	土木
塗装工事(水管橋以外)	水道	水道
塗装工事(水管橋)	土木	土木
建築工事(建築本体、建築電気、 建築機械、建築物の塗装工事)	建築	建築
設備工事(新設、改築更新工事)	①下水道 ^{※1)} ②土木	下水道
設備工事(修繕工事)	①水道 ②下水道	水道
漏水応急復旧工事 弁室改良工事	①水道 ②下水道 ③土木	土木 水道

※1) 水道基準に記載が無い場合、下水道・土木の基準を使用します

3. 積算単価

工事費の積算に用いる単価については、下記を準用することとしています。

図書名	発行元	企業庁の適用時期
企業庁実施設計積算単価表 企業庁基礎価格表	企業庁	毎年 5 月、10 月に更新 (企業庁ホームページにて公表)
実施設計積算単価表	土木交通部監理課	土木適用日の 1 ヶ月後 ^{※1)}
滋賀県建築工事基準単価表	土木交通部建築課	建築適用日を積算基準適用日とする。
建設物価	建設物価調査会	積算基準月の図書を使用
積算資料	経済調査会	積算基準月の図書を使用
土木コスト情報 (建設物価臨時増刊)	建設物価調査会	春(4月単価):5月1日~7月31日 夏(7月単価):8月1日~10月31日
土木施工単価	経済調査会	秋(10月単価):11月1日~1月31日 冬(1月単価):2月1日~4月30日

※1) 土木の適用日が平成 29 年 10 月 1 日の場合、企業庁は平成 29 年 11 月 1 日に適用します